



「桐生市中小企業者向け制度融資」

融資利率の引き下げを実施します

桐生市では、中小企業の皆様の資金繰りを支援するため、厳しい経済情勢・金利情勢を踏まえ、「中小企業者向け制度融資」の融資利率の引き下げを実施し、資金調達の円滑化を図ることといたしました。

■改正内容 下記の資金について融資利率を引き下げます。

資金名	融資期間	現行 融資利率	改正後 融資利率	引き下げ幅
【小口資金】及び 【特別小口資金】	8年以内 1年以内	2.1%以内 2.0%以内	<u>1.7%以内</u>	▲0.4% ▲0.3%
中小企業等振興対策資金 【経営安定資金】	6年以内 8年以内 11年以内	1.6%以内 1.9%以内 2.2%以内	<u>1.5%以内</u> <u>1.8%以内</u> <u>2.1%以内</u>	▲0.1% ▲0.1% ▲0.1%
※資金使途が起業者支援の場合	6年以内	1.6%以内	<u>1.3%以内</u>	▲0.3%
中小企業等振興対策資金 【設備資金】	7年以内 10年以内	2.1%以内 2.4%以内	<u>1.9%以内</u> <u>2.2%以内</u>	▲0.2% ▲0.2%

■改正日 平成28年10月3日(月)から

※改正後の利率は、改正日以降に行われる融資の申込みから適用し、同日前に行われた融資の申込み及びこれに係る融資については、なお従前の例によります。

問い合わせ

産業経済部産業政策課商業・金融係

TEL 0277-46-1111 (内線583)